

競争入札後の「不調特命見積協議方式」による調達について — 契約制限価格を上回っても契約できる制度 —

中日本高速道路株式会社 正会員 名井 乃

1. はじめに

中日本高速道路株式会社（以下「当社」という）における工事の入札制度は、原則として一般競争入札の総合評価落札方式を実施している。しかし、東日本大震災の復興事業、2020年東京オリンピック・パラリンピックの関連施設整備等の本格化などの建設市場の大きな変化により、資材費や労務費等の高騰により、平成25年度に入札不調*が急増した。

そのため、平成26年度（H26.3～）より競争入札時に不調となった案件に対して「不調特命見積協議方式」を適用することにより、事業の遅延を発生させない入札制度を導入し対応を行った。

※：入札不調とは、契約制限価格（予定価格）範囲内の応札が得られず落札者がいない「不落」と、入札参加者がなく入札が成立しない「不成立」を指す。

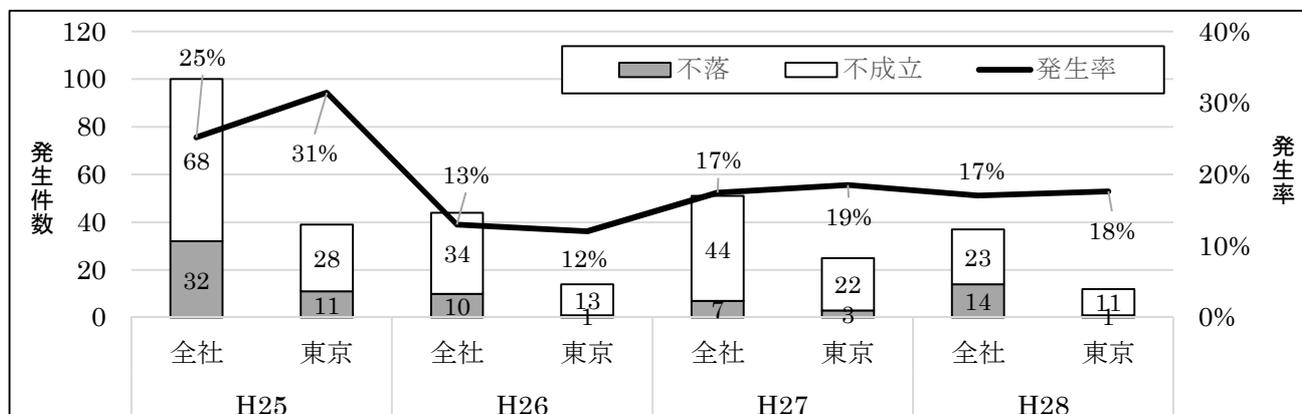


図-1 当社の入札不調発生状況（全社には東京を含む）

2. 不調特命見積協議方式

不調特命見積協議方式とは、一般競争入札等の競争入札の結果、入札不調となった場合、最低価格提示者など特命契約の相手として最も有利な1者を選定し、見積価格の内訳について「確認協議」を行い、契約制限価格を契約目安価格と読み替え、それを上回った場合においても、上回った理由を確認したうえで、確認協議の相手方と契約できる方式である。

また、工事中の施工状況等と確認協議内容との違いがないかを確認する「施工確認」を行い、変更契約することとし、早期契約が可能となるようにした。

➤ 確認協議

契約目安価格を上回った場合に、入札（見積）価格と契約目安価格との開差の妥当性を確認する観点で、相手方の主張する見積り条件や諸経費を含む見積り額が契約条件に適合しているか、合理性又は妥当性を有しているかを確認するものである。

なお、契約締結に際しては確認協議により合意した単価表に加え、単価表に記載された金額の算出根拠である単価の内訳書、下請負からの見積書等の確認協議資料の提出を相手方に求めている。

➤ 施工確認

確認協議で確認した内容と履行中の施工状況等に違いがないかの施工実態の確認を行い、大幅な差異が認められる場合は、

キーワード 見積協議方式、契約制限価格、契約目安価格

連絡先（東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー・TEL 03-5776-5318・FAX 03-5776-5260）

められた場合は、適正に契約変更を行うものとしており、より実態に即した費用により契約変更を行う事ができる。また、施工確認対象項目及びその内容については、あらかじめ工事着工前に受発注者間で確認を行うこととしている。

表－1 施工確認の内容・資料

確認内容	主な確認資料	確認内容	主な確認資料
労務・機械編成	施工計画書	材料単価	納入伝票
施工能力	計画(実施)工程表	市場・材工共価格	下請負契約書
労務単価	賃金台帳、下請負契約書		

3. 効果と課題

当社の中でも入札不調の多い首都圏を担当している東京支社での入札状況を基に検証した。

➤ 効果

競争入札の結果、不調特命見積協議方式へ移行し契約締結したものは3年間(H26.4~H29.1)で61件あり、入札不調の削減に大きく寄与している。不調特命見積協議方式を導入していなかった場合は、3年間で入札不調件数(51件→112件)・発生率(16%→35%)ともに大幅に増加し、事業の進捗に多大な影響がでていたと想定される。

また、確認協議により約6%程度の見積額の見直しが図られている。

➤ 課題

入札(見積)価格の合理性・妥当性を確認するための「確認協議」に、開札から契約締結までに平均約3ヶ月の時間を要しており、制度本来の「再発注手続き期間を短縮」があまり図れていない。

また、応札額が契約目安価格を上回る理由として、労務単価や材料単価の差異が生じている以外に発注者側の積算上における施工計画の立案が不備なため設計図書の内容明示が不十分であり、適切な積算となっていない事例も見受けられている。特に、現場条件の設定が難しい保全事業での契約率が高くなっている。

表－2 主な契約率の比較

	件数	契約率		件数	契約率		件数	契約率
不落	43	118%	建設	43	119%	10億未満	37	126%
不成立	18	125%	保全	18	123%	10億以上	24	119%
全体	61	119%	全体	61	119%	全体	61	119%

4. おわりに

不調特命見積協議により契約締結した工事は多数が現在施工中(しゅん功14件)であり、しゅん功工事は比較的小規模で単純な工事であったことから、「施工確認」での変更契約は発生していない。しかし、建設事業での大規模工事はこれからの最盛期となることから、施工確認等により受発注者双方が多大な時間と労力が必要となることが想定されることから、より効率的な方策を考えていきたい。

また、確認協議・施工確認等の検証を行い、制度の改善、積算基準の見直し、適正な施工計画の立案に取り組んでいきたい。

参考文献

- ・新たな入札方式「契約制限価格を上回っても契約できる制度」導入に関する報告
土木学会・第33回建設マネジメント問題に関する研究発表会・討論会講演集 2015年12月
- ・中日本高速道路株式会社 ホームページ・調達・お取引